

(4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるほかには、何らの債権債務関係が存しないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

提案理由

損害賠償請求事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

別紙

名称等	支払金額（円）
電気設備工事、空調機仮設電気対応工事 ■■■■■	777,450
養生・片づけ清掃・他工事、カーテン他 工事 ■■■■■	2,077,805
空調配管更新 ■■■■■	1,188,000
雑費 ■■■■■	14,020
雑費 ■■■■■	794
雑費 ■■■■■	2,240
雑費 ■■■■■	17,800
雑費 ■■■■■	6,420
雑費 ■■■■■	4,410
雑費 ■■■■■	44,634
雑費 ■■■■■	33,840
雑費 ■■■■■	23,587
雑費 ■■■■■	10,707
雑費 ■■■■■	41,600
雑費 ■■■■■	16,200
雑費 ■■■■■	61,020
罹災後清掃等 ■■■■■	1,500,000
合計	5,820,527